

# 伊平屋保育所利用申込案内

## 1. 令和8年度伊平屋保育所入所申し込み受付について

### (1) 令和8年度4月入所受付

令和8年1月15日（木）～令和8年1月30日（金）（土日祝を除く）

※受付時間は9：00～17：00になります。

### (2) 受付場所 伊平屋村役場福祉保健課 ☎:0980-46-2142

結果は3月上旬頃に通知を行う予定です。

## 2. 保育の必要性の認定について

保育所をご利用になるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

認定の区分によって施設の利用時間が変わります。

保育認定	利用時間（平日）	利用時間（土曜日）	保育の必要性
2号認定 (3歳～4歳)	保育標準時間※1 7：45～18：00  保育短時間※2 ア 8：00～16：00 イ 8：30～16：30 ウ 9：00～17：00 エ 9：30～17：30	7：45～13：00※3	就労等に理由で保育の必要がある
3号認定 (0歳～2歳)	保育標準時間※1 7：45～18：00  保育短時間※2 ア 8：00～16：00 イ 8：30～16：30 ウ 9：00～17：00 エ 9：30～17：30	7：45～13：00※3	就労等に理由で保育の必要がある

※1 就労時間等によって利用時間が変わります。（保育短時間・保育標準時間）

※2 保護者によりアからエのうち一つを選択し、当該年度中は原則変更できないものとします。

※3 土曜日については保護者（両親）の労働または疾病その他の事由により、ご家庭において必要な保育を受けることが困難であるものが利用できます。

## 3. 保育の必要な認定事由とは

伊平屋村に住所を有する乳幼児で、両親及び同居の親族がいずれかに該当し保育の必要が認められる場合です。

- 就労（家庭外・家庭内）
- 就学
- 妊娠、出産
- 就労予定
- 保護者の疾病・傷害
- 育休中
- 親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職
- その他

## 4. 伊平屋保育所募集人員（継続入所児含む）

認定区分	募集人員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
2号	12	6	6			
3号	48			12	16	20

※保育士の配置状況により受入人数が変わります。

## 保育の受けられる時間について

- ・保護者（両親）の事由区分により保育の利用時間が異なります。
- ・保護者のどちらかが120時間未満の就労であれば保育短時間（16：30までの利用）になります。
- ・土曜日については保護者（両親）の労働または疾病その他の事由により、ご家庭において必要な保育を受けることが困難であるものが利用できます。
- ・途中で事由が変わった場合や就職先が変更になった場合は、申請書類の提出を再度お願いします。

条件及び有効期間	保育短時間	保育標準時間	土曜日の保育	申請書類
子ども子育て支援法施行規則	16：30まで	18：15まで		
就労	月64時間以上の就労 <small>※通勤時間も就労に含む</small> <small>120時間未満</small> <small>の就労</small>	<input type="radio"/> 月64時間以上 120時間未満	<input type="radio"/> 月120時間 以上の就労	<input type="radio"/> <small>両親ともに土曜日に就労している。</small>
妊娠・出産	原則「妊娠中か出産後間もないこと」妊娠初期であってもつわり、切迫等での入院、安静などは利用可能。産後は「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日」まで利用可能。			
疾病・障害	<input type="radio"/> 保護者の疾病・障害			
介護・看護	<input type="radio"/> 同居または長期入院等している親族の介護・看護			
休職中	<input type="radio"/> 起業準備を含む <small>有効期間：基本90日間</small>			
就学	<input type="radio"/> 職業訓練校等での就業訓練含む <small>授業等がある場合</small>			
育休中	<input type="radio"/> 育休取得に係る子とは別に保育を必要としている子がいる場合			
災害復旧	<input type="radio"/>			
その他	<input type="radio"/> 児童虐待・DV等			

・土曜保育を利用についても上記の事由該当が必要です。不定期な就労等が生じた場合はその週の水曜日までに保育所に申請書を提出してください。

・緊急の利用の場合には随時対応いたします。

別表第2(第2条関係)

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 保育料の月額

階層区分	定義	満3歳以上(2号認定)			満3歳未満(3号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	副食費	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯	0円	0円	0円	9500円	9300円
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	0円	12000円	11800円
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満 うち77,101円未満	0円	0円	0円	14500円	14300円
	うち77,101円以上	0円	0円	4500円	14500円	14300円
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	4500円	25000円	24600円
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	4500円	33000円	32500円
	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	0円	0円	4500円	36000円	35400円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	4500円	39000円	38400円

※兄弟での入所の場合は軽減があります

☆2人以上入所の場合 1人目全額、2人目半額、3人目無料

※その他母子父子世帯等についても軽減があります。

## 登所基準について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った登所基準についてお知らせします。

下記の基準を守って登所してください。

### 1 発熱の場合

登所を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
<p>発熱期間と同日の回復期間が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>朝から37.5°Cを超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。</li> <li>食欲がなく朝食、水分がとれていない。</li> <li>24時間以内に解熱剤を使用している。</li> <li><u>24時間以内に38°C以上の熱が出ていた。</u></li> </ul>	<p>前日38°Cを超える熱が出ていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱が37.5°C以下で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。</li> <li>食事や水分が摂れている。</li> <li>発熱を伴う発疹が出ていない。</li> <li>排尿の回数が減っていない。</li> <li>咳や鼻水を認めるが、増悪していない。</li> <li>24時間以内に解熱剤を使っていない。</li> <li>24時間以内に38°C以上の熱は出でていない。</li> </ul>	<p>38°C以上の発熱がある <u>当所では37.5°C以上で連絡します</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元気がなく機嫌が悪い。</li> <li>咳で眠れず目覚める。</li> <li>排尿回数がいつもより減っている。</li> <li>食欲がなく水分が摂れない。</li> </ul> <p>※ 熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。</p>

### 2 下痢の場合

登所を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間以内に2回以上の水様便がある。</li> <li>食事や水分を摂ると下痢がある（1日4回以上の下痢）</li> <li>下痢に伴い体温が平熱より高め</li> <li>朝、排尿がない。</li> <li>機嫌が悪く元気がない。</li> <li>顔色が悪くぐったりしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染のおそれがないと診断されたとき。</li> <li>24時間以内に2回以上の水様便がない。</li> <li>食事や水分を摂っても下痢がない。</li> <li>発熱が伴わない。</li> <li>排尿がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。</li> <li>腹痛を伴う下痢がある。</li> <li>水様便が2回以上みられる。</li> </ul>

### 3 嘔吐の場合

登所を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間以内に2回以上の嘔吐がある。</li> <li>嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。</li> <li>食欲がなく水分もほしがらない。</li> <li>機嫌が悪く元気がない。</li> <li>顔色が悪くぐったりしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染のおそれがないと診断されたとき。</li> <li>24時間以内に2回以上の嘔吐がない。</li> <li>発熱がみられない。</li> <li>水分摂取ができ食欲がある。</li> <li>機嫌がよく元気である。</li> <li>顔色がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>咳を伴わない嘔吐がある。</li> <li>元気なく機嫌、顔色が悪い。</li> <li>2回以上の嘔吐があり水を飲んでも吐く。</li> <li>吐き気が止まらない。</li> <li>おなかを痛がる。</li> <li>下痢を伴う。</li> </ul>

### 4 咳の時の対応

登所を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
<p>前日に熱がなくとも</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間しばしば咳のために起きる</li> <li>喘鳴や呼吸困難がある。</li> <li>呼吸が速い。</li> <li>37.5°C以上の熱を伴っている。</li> <li>元気がなく機嫌が悪い。</li> <li>食欲がなく朝食・水分が摂れない</li> <li>少し動いただけで咳が出る。</li> </ul>	<p>前日38°Cを超える熱は出でない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>喘鳴や呼吸困難がない。</li> <li>続く咳がない。</li> <li>呼吸が速くない。</li> <li>37.5°C以上の熱を伴っていない。</li> <li>機嫌がよく元気である。</li> <li>朝食や水分が摂れている。</li> </ul>	<p>38°C以上の熱がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>咳があり眠れない。</li> <li>ゼイゼイ、ヒューヒュー音があり眠れない。</li> <li>少し動いただけでも咳が出る。</li> <li>咳とともに嘔吐が数回ある。</li> </ul>